

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成28年1月14日(2016.1.14)

【公表番号】特表2014-533681(P2014-533681A)

【公表日】平成26年12月15日(2014.12.15)

【年通号数】公開・登録公報2014-069

【出願番号】特願2014-541807(P2014-541807)

【国際特許分類】

C 07 K	7/08	(2006.01)
A 61 K	38/00	(2006.01)
A 61 P	43/00	(2006.01)
A 61 P	35/00	(2006.01)
A 61 K	47/10	(2006.01)
A 61 K	47/34	(2006.01)
A 61 K	47/44	(2006.01)
C 07 K	7/06	(2006.01)
C 12 N	15/09	(2006.01)
C 07 K	7/64	(2006.01)

【F I】

C 07 K	7/08	Z N A
A 61 K	37/02	
A 61 P	43/00	1 0 5
A 61 P	35/00	
A 61 K	47/10	
A 61 K	47/34	
A 61 K	47/44	
C 07 K	7/06	
C 12 N	15/00	A
C 07 K	7/64	

【手続補正書】

【提出日】平成27年11月18日(2015.11.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

GM-C SF活性を阻害するための単離されたペプチドであって、前記ペプチドは、SEQ ID NO:1に記載されるアミノ酸配列、SEQ ID NO:2に記載されるアミノ酸配列、SEQ ID NO:3に記載されるアミノ酸配列、SEQ ID NO:4に記載されるアミノ酸配列、SEQ ID NO:5に記載されるアミノ酸配列およびSEQ ID NO:6に記載されるアミノ酸配列からなる群より選択されるアミノ酸配列を含み、前記ペプチドは7~25アミノ酸を有する、単離されたペプチド。

【請求項2】

前記ペプチドは7~20アミノ酸を有するか、または、

前記ペプチドは、SEQ ID NO:1に記載される配列、またはその類似体もしくは誘導体から構成されるか、または、

前記ペプチドは SEQ ID NO : 2 に記載される配列、またはその類似体もしくは誘導体から構成されるか、または、

前記ペプチドは SEQ ID NO : 3 に記載される配列、またはその類似体もしくは誘導体から構成されるか、または、

前記ペプチドは SEQ ID NO : 4 に記載される配列、またはその類似体もしくは誘導体から構成されるか、または、

前記ペプチドは SEQ ID NO : 5 に記載される配列、またはその類似体もしくは誘導体から構成されるか、または、

前記ペプチドは SEQ ID NO : 6 に記載される配列、またはその類似体もしくは誘導体から構成されるか、または、

前記ペプチドは環状ペプチドである、請求項 1 に記載の単離されたペプチド。

【請求項 3】

請求項 1 ~ 2 のいずれかに記載の単離されたペプチドと薬学的に許容される担体とを含む医薬組成物。

【請求項 4】

前記薬学的に許容される担体は、水溶液、植物油、アルコール、ポリエチレングリコール、プロピレングリコールまたはグリセリンからなる群より選択される、請求項 3 に記載の医薬組成物。

【請求項 5】

神経膠腫の治療において使用するための、請求項 1 ~ 2 のいずれかに記載の単離されたペプチドまたは請求項 3 ~ 4 のいずれかに記載の医薬組成物。

【請求項 6】

前記神経膠腫は、上衣腫、星状細胞腫、乏突起神経膠腫、神経膠芽腫、または混合性神経膠腫からなる群より選択される、請求項 5 に記載の使用のための単離されたペプチドまたは医薬組成物。

【請求項 7】

神経膠腫の治療において使用するためのキットであって、請求項 3 ~ 4 のいずれか一項以上に記載の医薬組成物と前記キットの使用のための説明書とを含む、キット。

【請求項 8】

RGD (Arg - Gly - Asp) モチーフを含む単離されたペプチドであって、SEQ ID NO : 7 を含むペプチド。

【請求項 9】

7 ~ 20 アミノ酸から構成されるか、または

7 ~ 15 アミノ酸から構成されるか、または

環状ペプチドであるか、または

SEQ ID NO : 7 に記載される配列、またはその類似体もしくは誘導体から構成される、

請求項 8 に記載の単離されたペプチド。

【請求項 10】

請求項 8 ~ 9 のいずれかに記載の単離されたペプチドと薬学的に許容される担体とを含む医薬組成物。

【請求項 11】

前記薬学的に許容される担体は、水溶液、植物油、アルコール、ポリエチレングリコール、プロピレングリコールまたはグリセリンからなる群より選択される、請求項 10 に記載の医薬組成物。

【請求項 12】

神経膠腫の治療において使用するための、請求項 10 または 11 に記載の医薬組成物。

【請求項 13】

前記神経膠腫は、上衣腫、星状細胞腫、乏突起神経膠腫、神経膠芽腫、または混合性神経膠腫からなる群より選択される、請求項 12 に記載の使用のための医薬組成物。

【請求項 1 4】

神経膠腫の治療が、食作用の低減、運動性の低減、腫瘍促進活性を有する腫瘍浸潤マクロファージの増殖の低減、およびマクロファージによる炎症促進性サイトカインまたはケモカインの分泌の低減からなる群より選択される、請求項 1 2 に記載の医薬組成物。

【請求項 1 5】

神経膠腫の治療において使用するためのキットであって、請求項 1 0 ~ 1 1 のいずれかに記載の医薬組成物と前記キットの使用のための説明書とを含む、キット。